

狛江市公式Instagram運用ポリシー

平成 30 年 12 月 26 日

(目的)

第 1 条 このポリシーは、狛江市（以下「市」という。）企画財政部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）が狛江市公式Instagramページを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram フェイスブック社 (Facebook Inc.) が運営するソーシャルネットワーキングサービスで、写真や動画を共有することを主な目的とし、日記機能及びメッセージ機能を利用して、ユーザー同士双方向のやりとりを行うものをいう。
- (2) 狛江市公式Instagramページ 市が発信主体となり、「狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン（平成 26 年 12 月 25 日策定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、秘書広報室が運用するInstagramページをいう。
- (3) アカウント 狛江市公式Instagramページを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) ユーザー 狛江市公式Instagramページの利用者をいう。
- (5) コンテンツ 狛江市公式Instagramページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書及び画像等の総称をいう。
- (6) コメント 市が狛江市公式Instagramページに投稿した内容や写真等について、ユーザーにより投稿された感想、意見等をいう。
- (7) いいね！ 市が狛江市公式Instagramページに投稿した内容や写真等について、ユーザーが共感した旨を表明することをいう。
- (8) ハッシュタグ Instagram利用者が投稿した写真等について、検索しやすくするために目印として付けるものをいう。
- (9) 狛江市公式Instagramページ運用ポリシー Instagramページの運用方針及び取決めをいう。
- (10) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、ガイドラインの例による。

(運用管理者)

第 3 条 狛江市公式Instagramページの運用主体は、秘書広報室とし、運

用の適切な管理者として、企画財政部秘書広報室長（以下「秘書広報室長」という。）を置く。

2 運用管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) アカウントの登録に関すること。
- (2) 情報発信及び情報管理等に関すること。
(発信管理者)

第4条 狛江市公式Instagramページの充実を図るため、所管課から情報を発信することができる。その際は、狛江市公式Instagramページ使用申請書（第1号様式）を秘書広報室長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 承認後は、発信の適切な管理者として、所管課長を置く。

3 発信管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 所管する事務事業に関する情報を発信すること。
- (2) 所管する事務事業に関するコンテンツの作成及び修正に関すること。
(アカウント)

第5条 狛江市公式Instagramページの登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 表示名 komae_city_tokyo
- (2) 登録メールアドレス kohot01@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、秘書広報室長が別に定める。
(発信する内容)

第6条 狛江市公式Instagramページは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 市内の写真・動画、イベント情報
- (2) その他秘書広報室長が適当と認める情報

2 市は、情報発信した内容に誤りがあった場合は、直ちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信するものとする。

(制限事項)

第7条 狛江市公式Instagramページを運用していく上での制限事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 他のInstagramページ及びアカウントに対しコメントを行うこと。ただし、行政機関及び公共的機関のInstagramページその他秘書広報室長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 狛江市公式Instagramページに投稿されたコメントに対して回答を行うこと。ただし、ユーザーからのコメントが間違った内容であり、他のユーザーの混乱を招く恐れがある場合等、秘書広報室長又は所管課長

が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 他のインスタグラムコンテンツへのいいね！を行うこと。ただし、秘書広報室長が必要と認める場合は、この限りでない。

(4) 特定の事業者又は個人に対する連絡手段として使用すること。
(なりすまし等の防止)

第8条 市は、第三者による狛江市公式インスタグラムページのなりすまし等（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、狛江市公式インスタグラムページのアカウント情報を狛江市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に常時掲載し、狛江市の公式アカウントであることを明示する。

2 市は、なりすまし等を発見した場合には、直ちに市ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うものとする。
(知的財産権)

第9条 市が狛江市公式インスタグラムページに掲載している情報（文書、写真等）（以下「狛江市公式インスタグラムページ掲載情報」という。）に関する知的財産権は、市又は原著作者に帰属するものとする。ユーザーは、狛江市公式インスタグラムページ掲載情報について、私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

(禁止事項)

第10条 ユーザーは、次の各号に掲げるコメントを狛江市公式インスタグラムページに投稿してはならない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 宗教上の教義を広め、信者を教化育成するもの
- (4) 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを目的としたもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の市又は第三者の権利を侵害するもの
- (6) 人権を侵害し、又は社会的差別を助長するおそれのあるもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とするもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 単なる噂及び虚偽又は事実と異なる内容もしくは噂の流布を目的としたもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいさせる等当該個人の利益及びプライバシーを侵害するもの
- (11) 市、ユーザー又は第三者に対し、電子計算機等の正常な機能を阻害

するコンピュータウイルス等有害なプログラム又はファイルを発信するもの

(12) わいせつな表現を含む不適切な内容のもの

(13) 前各号に掲げるコメントのほか、秘書広報室長が不適切と認めた情報及びこれらの内容を含むウェブページへのリンク

(14) インスタグラムの利用規約に違反するもの

2 秘書広報室長は、前項各号に掲げるコメントがページに投稿されたときは、秘書広報室職員をしてこれを削除させるものとする。

(アカウントの停止又は削除)

第 11 条 市は、インスタグラムのシステム上の問題、運用に支障を来たす事態が発生する等、狛江市公式インスタグラムページを継続して運用することが困難な場合においては、市ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(遵守事項)

第 12 条 狛江市公式インスタグラムページの運用にあたっては、市が別に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

(その他)

第 13 条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。